

## いわき市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市債権管理条例（令和3年いわき市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳に記載する事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- (3) 市の債権の金額
- (4) 市の債権の発生年月日
- (5) 市の債権の履行期限その他履行状況に関する事項
- (6) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- (7) 時効に関する事項
- (8) 市の債権の消滅に関する事項
- (9) その他債権管理者が必要と認める事項

2 債権管理者は、市の債権の管理上必要がないと認めるときは、前項第1号から第8号までに掲げる事項の一部を省略することができる。

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

(督促手数料、延滞金及び遅延損害金の減免)

第4条 条例第7条第7項及び条例第9条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 債務者又は債務者と生計を一にする者が病気にかかり、又は負傷したと。
- (3) 債務者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
  - (5) 著しい生活困窮状態と認められること。
  - (6) その他債権管理者がやむを得ないと認める事由
- 2 債務者は、条例第7条第7項又は条例第9条第2項の規定による減免を受けようとするときは、延滞金等減免申請書（第1号様式）に前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付し、債権管理者に申請しなければならない。
- 3 債権管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、その結果を申請をした者に対し通知するものとする。

（督促手数料及び延滞金に係る規定の適用除外）

第5条 条例第8条の規則で定める公債権は、次に掲げるものとする。

- (1) いわき市下水道条例（昭和43年いわき市条例第47号）に規定する公共下水道の使用料に係る債権
- (2) いわき市地域汚水処理施設条例（昭和58年いわき市条例第20号）に規定する地域汚水処理施設の使用料に係る債権  
（保証人に対する履行の請求）

第6条 条例第11条第1号の規定による保証人に対する履行の請求は、書面により行うものとする。

（履行期限の繰上げ）

第7条 条例第12条本文の履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。
- (4) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき、財産分離の請求があったとき、又は民法（明治29年法律第89号）第951条の法人が成立したとき。
- (5) 債務者である法人の解散に伴い、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務の弁済があったとき。
- (6) 債務者に条例第15条第1項本文又は第2項本文の履行期限を延長する特約

又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）の不履行があったとき。

(7) その他法令の規定又は契約により債務者が期限の利益を喪失したとき。

（債権の申出）

第8条 条例第13条第1項の債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 債務者が強制執行を受けたとき。

(2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(3) 債務者の財産について競売の開始があったとき。

(4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったとき。

(6) 債務者である法人が解散したとき。

(7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき、財産の分離の命令があったとき、又は相続人のあることが明らかにならなかったとき。

(8) 債務者が再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたとき。

(9) 第4号から前号までに掲げるもののほか、債務者の総財産についての清算が開始されたとき。

（債権の保全）

第9条 条例第13条第2項の必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 担保の提供を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めること。

(2) 仮差押え又は仮処分の手続をとること。

(3) 債権管理者が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとること。

(4) 市の債権について、債務者が市の利益を害する行為をしたことを知った場合において、債権管理者が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、その取消しを求めること。

(5) 市の債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を更新するため必要な措置をとること。

2 債権管理者は、前項第1号の規定により担保の提供を求める場合において、

法令若しくは条例若しくはこれに基づく規則又は契約に特別の定めがないときは、次に掲げる担保の提供を求めるものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 債権管理者が確実と認める社債その他の有価証券
- (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- (4) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証
- (5) その他換価価値があると認められる物で換価費用がその価値を超えないもの

3 債権管理者は、市の債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等の申請)

第10条 債務者は、条例第15条第1項本文又は第2項本文の規定による履行期限の延長を必要とするときは、履行期限延長申請書（第2号様式）に同条第1項各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付し、債権管理者に申請しなければならない。

2 債権管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、その結果を申請をした者に対し通知するものとする。

(履行期限を延長する期間)

第11条 債権管理者は、履行延期の特約等をするときは、履行期限（条例第15条第2項本文の規定により履行期限後に履行期限を延長する特約又は処分をする場合には、当該履行期限を延長する特約又は処分をする日）から5年（同条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る担保の提供)

第12条 債権管理者は、履行延期の特約等をするときは、担保を提供させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

- (2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満であるとき。
- (3) 履行延期の特約等をする私債権等が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものであるとき。
- (4) 担保として提供させるべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。

2 前項本文の担保は、第9条第2項に掲げるものとする。

(履行延期の特約等に付す条件)

第13条 債権管理者は、履行延期の特約等をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該私債権等の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めること。
- (2) 次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が市の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該私債権等の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 第8条各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

エ 債務者が前号に掲げる条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

(免除の申請)

第14条 債務者は、条例第16条の規定による免除を受けようとするときは、債務免除申請書（第3号様式）に同条第1項に規定する場合に該当することを証する書類を添付し、債権管理者に申請しなければならない。

2 債権管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、その結果を申請をした者に対し通知するものとする。

(放棄の通知)

第15条 債権管理者は、条例第17条第1項の規定による放棄をしたときは、その旨を債務者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(いわき市財務規則の一部改正)

2 いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 債権（第301条—第314条）」を「第3節 削除」に改める。

第2条第13号を次のように改める。

(13) 削除

第57条及び第58条を次のように改める。

(督促手数料の調定等)

第57条 収入決定権者は、いわき市債権管理条例（令和3年いわき市条例第3号）第2条第2号に規定する公債権（同条例第8条の規則で定めるものを除く。）について、同条例第6条の規定により督促をしたときは、同条例第7条第1項の督促手数料について調定をし、及び徴収簿を整理しなければならない。

第58条 削除

第11章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第301条から第314まで 削除

別表第10中

「10-3-8 | 督促状 | 収入決定権者 | 第2号様式 | 督促状兼領収証書 |

